資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 守口支援学校 | 令和３年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 | | 令和３年度 | 厨房建具改修工事 | 418,000円 | 418,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要  ２　新公会計制度特有の会計処理　５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 検出事項について、会計局会計指導課あて修正依頼を行い、財務諸表上の修正処理を受けた。  　検出事項の原因は、担当者が工事に係る資産と費用の区分について誤った認識を持っていたことにある。  再発防止に向け、複数人での確認を行いチェック体制を強化した。  今後は、建設仮勘定取扱要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年10月３日から令和５年１月31日まで）